

| | |
|--------|--------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1256 号 |
| 質問者 | 長嶋 竜弘議員 |
| 答弁する者 | 副市長(総務部 職員課) |

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

9月4日(金)の一般質問でした喫煙等の回答について

2 質問の要旨

9月4日(金)の一般質問で喫煙について取り上げたが「検討させていただきま
す、早急に」、「早急に答えを出します」との答弁をされています。

本日すでに2週間が経過しておりますが、鎌倉市では早急とは一体何日の事を言う
のでしょうか。

喫煙などのルールについて早急にお答えを頂きたい。

下記についての整理をどのようにするのかお答えください。

- ・労働基準法(均等待遇)第三条 公平性の問題
- ・労働安全衛生法(事業者等の責務)第三条 喫煙による健康の問題
- ・地方公務員法 第35条職務に専念する義務の問題
- ・地方公務員法 第30条サービスの根本基準の問題
- ・受動喫煙の問題

3 答弁

・職場における労働者の安全と健康の確保及び受動喫煙の防止の観点から、職員は、
勤務時間内(超過勤務時間を含みます。)は禁煙とし、喫煙場所について新たなル
ールを設定します。

なお、庁内手続を経て、職員への周知や喫煙所の整備など所要の手続が終了次第、
実施します。

- ・労働基準法(均等待遇)第三条 公平性の問題について

勤務時間内(超過勤務時間を含みます。)を禁煙にすることで、喫煙する職員及
び喫煙しない職員の労働時間についての均等待遇は保たれるものと考えます。

- ・労働安全衛生法（事業者等の責務）第三条 喫煙による健康の問題について
勤務時間内（超過勤務時間を含みます。）を禁煙にすることで、職場における職員の健康の確保が図られるものと考えます。

- ・地方公務員法 第35条職務に専念する義務の問題について
職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務に従事しなければならないという、職務に専念する義務があることから、勤務時間内（超過勤務時間を含みます。）の喫煙の制限は必要であると考えます。

- ・地方公務員法 第30条サービスの根本基準の問題について
職員のサービスの根本基準として、職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきこと及び職務の遂行に当たって全力を挙げて勤務すべきことが定められていることから、勤務時間内（超過勤務時間を含みます。）の喫煙の制限は必要であると考えます。

- ・受動喫煙の問題について
本庁舎等における喫煙所を5箇所から3箇所（「地下駐車場」、「駐輪場・バイク置場」及び「本庁舎屋上スペース」）に縮小し、受動喫煙の防止に努めます。
なお、今後は、市民も含めて分煙できるスペースの設置を検討していきます。